

令和3年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
活動内容	道徳教育・人権教育の推進
目 的 要	<p>児童生徒の「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等により重大ないじめが発生していることを踏まえ、各学校では、道徳の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する。</p> <p>取組内容：校内研修、児童実態交流、人権作文・標語・発表会の取組、人権旬間・週間・月間の取組、道徳・人権公開授業、異学年交流、児童会・生徒会活動の取組、HR指導、ストレスマネジメント講座 など</p>
成 果 題	<p>発達段階に応じて教育プログラムを組むとともに、子ども達の自主的な活動に結びつけるなど、人権意識の獲得に向けた取組を進めている。さらに個々の人柄を尊重し合えるクラスの雰囲気作りを大切にしていくことも重要である。</p>

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -③ いじめの防止のための教職員の資質能力の向上
活動内容	教育相談担当者研修会、教職員を対象にしたグループコンサルテーション
目 的 要	<p>臨床心理士により教育相談担当者の研修を年に3回行い、教職員のカウンセリング能力の向上を推進する。また、グループコンサルテーションを各学校にて適宜開催し、教職員が児童生徒の不登校やいじめ等、学校不適應への対応について専門的に学び合う機会を設ける。</p> <p>実施年度：令和3年度 対象：教育相談担当教員、担任等の教職員 取組内容：教育相談担当者研修会を年度内3回実施した。 グループコンサルテーションについては臨床心理士が各小中学校へ出向き、児童生徒の観察、発達検査の実施、保護者との面談後等と合わせ、要望に応じ適宜開催した。</p>
成 果 題	<p>小学校での不登校数が増加していることから、教育相談担当者研修会や学校のコンサルテーションの中で支援策を協議した。問題解決を急がず、学校や保護者の不安の軽減につとめるように心がけた。</p>

令和3年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	「いじめ防止推進月間」の設置（毎年11月）
目 的 要	<p>「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを踏まえ、市が一体となっていじめの問題を克服するため、毎年11月を「いじめ防止推進月間」と位置付け、啓発活動などのいじめの防止等の取組を重点的に実施し、市民の意識の高揚を図る。</p> <p>実施年度：令和3年度（平成26年度～） 取組内容：①いじめ防止講演会 ②街頭キャンペーン ③啓発グッズ等の配布 ④懸垂幕の設置（市役所6庁舎） ⑤広報紙等のPR活動 ※各学校では重点的にいじめ防止等のための取組を推進</p>
成 果 題	

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	いじめ防止講演会
目 的 要	<p>保護者や市民がいじめの問題について正しい理解をより深め、市が一体となっていじめの問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止講演会を開催し、学校、家庭、地域社会の一層の連携強化を図る。</p> <p>実施年度：令和3年度（平成26年度～） 開催期日：令和3年12月8日（水）午後7時30分～ 会 場：アグリセンター大宮 多目的ホール テ ー マ：「不登校、いじめについての理解を深めるために」 ～30余年、不登校の子ども達の教育に携わる中で～ 講 師：聖母の小さな学校 梅澤 良子 先生 参 加 者：56人（教職員24人、保護者18人、一般他14人）</p>
成 果 題	肯定でも否定でもなく、徹底的に寄り添い続けることによりはじめて不登校やいじめから回復に向かうことができることを体験の中から講義いただき、大変参考となる講演となった。市教委においてもこの視点を各学校へしっかりと周知していきたい。

令和3年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	街頭キャンペーンの実施
目 的 要 約	いじめの問題やいじめの防止等の取組について広く市民に啓発し、市民の意識の高揚を図るため、市内の主要店舗など市民の出入りが多い場所において街頭キャンペーンを実施する。 実施年度：令和3年度（平成26年度～） 開催期日：令和3年11月18日（木） 午後6時00分～（30分間） 場 所：ショッピングセンターマイン 峰山店 内 容：いじめ防止啓発、啓発グッズの配布 取組主体：京丹後市、京丹後市教育委員会 ※約150人の市民に啓発グッズを配布 ※児童虐待防止キャンペーンと合同開催
成 果 課 題	感染予防対策を図り、啓発活動を実施したが、活動が単発的であることから、キャンペーン以外にも周知や啓発を図る機会を設けることが必要である。

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	啓発グッズの配布
目 的 要 約	いじめの問題やいじめの防止等の取組について広く市民に啓発し、市民の意識の高揚を図るため、いじめに関係する啓発グッズ等を作成するとともに、いじめ防止推進月間中の取組やその他の行事等を利用して広く配布する。 実施年度：令和3年度（平成26年度～） 取組内容：京丹後市こどもSNS（LINE）相談の登録QRコードの入ったポケットティッシュを市内小中学校の全児童生徒（3,631名）へ配布 また、街頭キャンペーンにてポケットティッシュを配布
成 果 課 題	ポケットティッシュ等の配布を通してSNS（LINE）相談等窓口等の案内を行ったが、具体的な活用に向けての説明を加えるなど、利用を高める働きかけを行う必要がある。

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	懸垂幕の設置
目 的 要 約	いじめの問題やいじめの防止等の取組について広く市民に啓発し、市民の意識の高揚を図るため、市役所各庁舎にいじめの防止等に関する懸垂幕を設置する。 実施年度：令和3年度（平成26年度～） 設置期間：11月1日～30日の1か月間 設置場所：市役所各庁舎 6箇所
成 果 課 題	懸垂幕の設置により一定啓発を図れたが、ポスターの作成など、啓発の手段や方法を幅広く検討する必要がある。

令和3年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	広報紙による啓発
目 的 要	いじめの問題等の正しい理解の普及啓発を図るため、広報紙を活用し、いじめの問題やいじめの防止等の取組について広く市民に周知する。 実施年度：令和3年度（平成26年度～） 取組内容：秘書広報広聴課と連携し、広報紙を通じて情報を発信する。 広報きょうたんご11月号にて「いじめを正しく理解し予防する」を特集した。 京丹後市こどもSNS（LINE）相談についても広報を行った。
成 果 課 題	いじめの現状や対応を正しく理解してもらうために、様々な取り組みや知見等についてしっかりと情報収集する。

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2) -① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	いじめ相談専用電話（フリーダイヤル）の設置
目 的 要	いじめの問題に悩む児童生徒や保護者等が相談できるいじめ相談専用電話（フリーダイヤル・無料）を設置し相談に応じるとともに、問題事象に対する迅速な対応や早期解決に向けた支援を行う。また、24時間いじめ相談ダイヤルなど、多様な相談窓口の周知徹底や活用を図る。 実施年度：令和3年度（平成26年度～） 内 容：いじめ相談専用フリーダイヤルの設置 ☎ 0120-889-061 相談件数0件 ※相談受付は24時間体制（対応者：指導主事・臨床心理士）
成 果 課 題	相談窓口としての機能を持たせていくためにも広報の手段や方法を検討していく。

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2) -① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	京丹後市こどもSNS（LINE）相談窓口の設置
目 的 要	いじめを含む様々な悩みについて児童生徒がより気軽に利用、相談できるように専用のSNS（LINE）相談窓口を新たに設置し、SNS上にて相談に応じるとともに、問題事象に対する迅速な対応や早期解決に向けた支援を行う。 実施年度：令和3年度（令和3年8月25日～実施） 内 容：LINEでのSNS相談 友達登録件数66件、相談のべ件数23件 相談受付：平日の16時～21時 ※専用フリーダイヤルを併用し、緊急の場合には相談に応じる。
成 果 課 題	相談者の安心感や満足感につなげるため、相談対応のあり方についてさらに研修や研究を進める必要がある。また、相談窓口を紹介するタイミングについても検討を進める。

令和3年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2) -① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	教育相談の充実
目 的 要	各学校における教育相談機能の充実を図るため、専門的な知識及び経験のある教育相談員（臨床心理士）による教育相談を実施する。 実施年度：令和3年度（毎年度実施） 相 談 日：毎月第3・4金曜日の午後（市民向け）保育所こども園小中学校は随時 対 象 者：児童生徒および保護者、各保育所・こども園、小中学校の教職員等
成 果 題	子どもの発達特性を適切に理解し、対応していくための教育相談をさらに実施する。教育相談の周知について広報の方法や手段をさらに増やしていく必要がある。

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2) -① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	心の教室相談員の配置
目 的 要	児童生徒の悩みや不安、ストレス等を解消するため、悩みを気軽に話せたり、不安を和らげたりすることができる第三者的な立場の相談員を配置し、児童生徒が心にゆとりを持って学校生活を送ることができるよう支援する。 実施年度：令和3年度（毎年度実施） 配置人数：中学校 3人（中学校5校について1校は1人の相談員が担当、残り4校については2人が2校ずつ担当し巡回相談に当たる） 勤務時間：7時間／週5日
成 果 題	生徒との信頼関係の構築や居場所機能の強化を図り、不登校やいじめの未然防止につとめている。研修機会を設け、さらに生徒の気持ちに寄り添うことができる相談員となれるように教育委員会がバックアップを行う。

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2) -② 定期的な実態把握
活動内容	児童生徒向け「いじめのアンケート調査」
目 的 要	いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることから、学期ごとに全児童生徒を対象とした「いじめ調査」を実施し、いじめの実態や態様を確実に把握することにより早期発見・早期対応に繋げる。 実施年度：令和3年度（平成25年度～ ※平成24年度は試行実施） 調査対象：市立学校に在籍する児童生徒 調査方法：アンケート及び聞き取り調査 調査回数：年3回
成 果 題	年3回の定期的な調査により、早期のいじめの認知と対応に役立てることができた。調査外においても児童生徒よりいじめの相談を受けることや、その発見を積極的に行える学校体制や雰囲気作りを大切にする必要がある。

令和3年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(3) いじめへの対処
方針項目	(3) -② インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
活動内容	インターネットモラル研修会
目 的 要 約	<p>情報化社会が進展する中、インターネットを利用した誹謗中傷やいじめが問題となっていることから、スマートフォンや携帯電話、パソコン、ゲーム機器等を利用した児童生徒のインターネット利用の現状を理解し、児童生徒が情報モラルを身に付けることができる指導を充実させるため、学校関係者を対象に研修会を実施し、指導力の向上を図る。</p> <p>実施年度：令和3年度（平成27年度～） 実施対象：教職員 実施内容：「ネット安全全国推進フォーラム」 （Zoomを用いたオンラインセミナー） 日 時：令和4年2月22日（火）13：00～17：00 （開催後1週間アーカイブにて視聴可能） 主 催：文部科学省</p>
成 果 課 題	全国規模の研修会にオンラインにて参加し、情報モラルの取り組みについて最新の動向を伺い知ることができた。児童生徒を取り巻くネット環境の変化のスピードに遅れを取ることなく、研修を継続する必要がある。